



【要約版】

避けられない課題西表島への入域観光客制限による、世界遺産委員会決定の履行

1 要請事項 a)観光客の来訪水準を現在のレベルに制限またはそこから削減することについて

「西表島観光管理計画（案）の概要」では、西表島への入込み客数の総量による影響について「想定される影響との関係を収容能力の観点から評価して基準値を設定することが困難」とされており、現時点で観光客の収容力と観光客の影響について、厳しい評価をできる状況にない。このことから、世界遺産委員会（WHC）決定に従い、入島観光客数を現在のレベルか、それ以下に減少させなければならないことになる。

政府報告では、現在のレベルを 2019 年の年間 29 万人、管理基準については「前年比で 1 割以上増加させない」と設定している。この管理基準に従えば、2022 年の入島観光客数を 23 万人と仮定し年 9.9%増加していった場合、3 年後には基準年を越えて 30 万人台となり、4 年後には過去 10 年平均の 33 万人を超えることを意味する。これは、観光収容力というコンセプトを否定する考え方であり、WHC 決定に従うことを拒否するものである。

また、西表島への一日当たりの入域観光客数については、上水供給能力から（1,200 人/日）と算定しているが、この数値は、論理的には、過去最高であった 2007 年の 40.5 万人を超える年間 43 万 8000 人（1200 人×365）の入島観光客数を許容するものとなっている。目標値達成のための管理方法についても、快適観光カレンダーによる閑散期への分散と「前年の年間入域観光客数に応じて、自然の許容限界を算定し、観光管理関係者等に周知し、必要な対応を要請する」と示されているとおり民間会社に丸投げであり、入域観光客数が許容限界に迫り、また超えた場合の対策についても具体的なものは一切ない。

上記の通り、計画案では、島における観光収容力の把握および入島観光客による影響の評価を実施できる状況にないことが示され、入島観光客数を効果的に抑制するための措置も定められていない。その代わりに、島内の特定区域を「エコツーリズム推進全体構想（エコツーリズム推進法）の『特定自然観光資源』に指定し、当該箇所への入域に関する事前承認制度の導入により人数を制限」することになっているが、特定自然観光資源として指定されるのは、西表島内で 27 か所ある観光スポットの内、5 か所のみであり、過剰利用が既に生じ、あるいは生じる恐れのあるスポットへの規制的措置が講じられないものとなっている。また、今後、規制が入らないスポットへの観光利用がシフトする可能性が高いが、そ

の場合に緊急対処する仕組みについても全く用意されていない。このように、「エコツアーリズム全体構想」による特定地域への立入り制限は、入島制限に代わる対策ではまったくくない。

2 要請事項 b)交通管理措置の見直しと強化について

西表島への入島観光客数は 2002 年に初めて 30 万人を超え、東日本大震災の影響を受けた年を除いて 2018 年まで 30 万人以上を維持していた。これと足並みをそろえるように、イリオモテヤマネコの交通事故は 2000 年代に入り急激な増加傾向を見せ、2018 年には過去最多となる 9 件の交通事故が記録されている。

2020 年にイリオモテヤマネコの交通事故は 22 年ぶりにゼロとなったが、コロナ禍による入域観光客数と交通量の減少が影響した可能性がある。2022 年は入域観光客数が再び増加しており、7、8 月の夏季休暇期には過去 20 年間で 2 番目に多いものとなっている。8 月 1、2 日には、それぞれ 1 頭の子ネコが死亡しており、統計開始以来初となる 2 日連続の交通事故となった。これから始まるインバウンド観光客訪日の本格化とともに、観光業関係の島内交通量は顕著に増加することが予想され、イリオモテヤマネコの交通事故死がこれまで以上に深刻化することが非常に懸念される。

計画案および政府報告によれば車道における「交通量の増加」と「速度超過」によるイリオモテヤマネコ等の交通事故死の現在のリスクは高く、しかも、増大傾向にあるとされている。しかし、同計画案が今後実施予定の具体的な対策として挙げているのは、速度超過に関するもののみである。速度超過に関する対策は、長年にわたって実施され、各行政機関及び JTEF&YP を含む各ステークホルダーの努力で改良が積み重ねられてきた。実際 JTEF&YP による夜間交通走行車両の速度モニタリングの結果、夜間の走行車両の速度は近年減少傾向がみられる。この継続は今後も必須である一方、それだけではいっそう増大するリスクに対する防波堤になりえないことも明らかであり、計画案及び政府報告が交通事故死のリスク要因として掲げる「交通量の増加」に対処する必要がある。

西表島における観光客の移動は、主に観光事業者の車両または大型観光バス（団体旅行）で行われ、それ以外の移動には乗降場所を選ばないレンタカーの利用が主流である。そのため、入島観光客数が増加すれば、島内の観光事業者の数、使用する事業車両は増加し、レンタカーの数も増加する可能性がある。西表島の観光形態から見ても、公共交通機関の充実などにより交通量を減少させる取り組みは現実的ではなく、結局、観光客増加に起因する交通量を低減するには入島観光客数そのものを抑制するしかない。

このように、決議の要請事項 a)の観光客の来訪水準の抑制、低減だけでなく、b)のイリオモテヤマネコ等の交通事故死を減少させるための交通管理措置強化に応えるためにも、島の観光収容力の範囲内で入島観光客の許容限界を設定し、それに基づく観光客の入島規制を行うことが欠かせない。

3 イリオモテヤマネコの交通事故死につながる観光利用に対する規制的措置

イリオモテヤマネコの交通事故の一因として、人馴れや道路慣れした個体への路上への頻出が上げられており、観光客やナイトツアー業者による不適切な観察や撮影行為がこれを助長する可能性があることは、西表島エコツアー推進全体構想においても課題とされている。2017年の竹富町偽果においては、島内出身議員からも規制導入を求める声上がり、自然環境課（現自然観光課）課長から「自然環境保護条例を改正し対応することも可能」という答弁がなされたが、現在に至るまで、規制的措置の導入に向けた対応は一切ない。

4 提言

JTEF/やまねこパトロールは、IUCN に対し、締約国（日本）に次の通り要請するよう、世界遺産委員会に勧告を行う事を提言する。

- a) 西表島の来島観光客数について、（現在実行されつつある様々な指標に関するモニタリングの結果を踏まえて「厳しい評価」および、その改定観光管理計画への統合が可能な状況になるまでは）予防原則に即し、「現在のレベル」とされる 29 万人よりも相当低い許容限界を西表島観光管理計画において定めること
- b) 入島観光客数を a)の許容限界内に確実にとどめるための効果的な措置を、どう許容限界とともに西表島観光管理計画において定め、これをただちに実行すること
- c) イリオモテヤマネコの不適切な観察や撮影行為の実態調査を緊急に実施し、その結果を踏まえて、それらの行為に対する法的規制の導入を検討すること

報告書本文はこちら：

https://www.jtef.jp/wp/wp-content/uploads/2022/12/2212Report-to-IUCN_J.pdf